

## 問診義務違反

### 【質問】

医事紛争において、医師の問診義務違反が問われることがあります。

問診義務とは法的にどのように考えればよいのでしょうか。

### 【回答】

問診は、患者側の訴えを聞き、その病態、病因、患者の体質等を把握して、以後の臨床検査や治療行為の要否及び選定を判断し、また治療中の治療効果を判定し、治療行為の修正の端緒とするために行われるものです。

問診により得られる情報は、聴診、触診等の診察や、血液検査、画像検査等の検査に比べて情報の客観性、正確性が低いと考えられますが、現病歴、既往歴、家族歴など当該患者からしか入手できない個有の情報があり、診察上重要な情報であることが少なくありません。

そして、医師が問診すべきことを問診せず、そのことが原因となって死亡等の悪しき結果が生じたのであれば、問診義務違反として損害賠償責任が発生します。

問診の目的や内容は具体的な状況によって異なりますが、医事紛争において問診義務が問題になる場合、①疾病の診断のための問診義務と②検査、治療等を行う場合に実施に先立ってそれに伴う合併症や副作用等のリスクを予想、評価するための問診義務とに分けて考えることができます。

①は、患者の自覚症状、発見時期、既往歴等の問診で、この問診が不十分であったことに起因して、正しい診断がなされなかったため、必要な検査や適切な治療を施す機会が失われたという場合、そのことにより悪しき結果が生じれば、問診義務違反の責任を問われることとなります。このような問診義務は診察全体の過程において問題となり得ますが、特に初診時に問題となりやすいものです。

②は、例えば薬剤に対する副作用の経歴の有無、ショック歴等の問診で、この問診が不十分であったために、その患者には投与してはならない薬剤を投与して、その結果、患者に副作用、ショック等が生じれば、責任を問われることとなります。

実際の間診にあたっては、(1)薬剤の名前と副作用、その結果どういう悪しき結果

が生じることがあるかを説明のうえ、(2)その薬剤の副作用が生じうる体質があるか、また過去及び現在において病気に罹っていないか、(3)その薬剤を含む同系統の薬剤について過去に副作用が生じたことはないか、また医師から指摘を受けたことはないか、また親族の中に副作用を生じた者はいないか、(4)同系統の薬剤の投与を受けたことがある場合はそのときの状況、薬剤名などを確認する必要があります。

問診義務については、どの程度の問診を行えば足りるかという点も問題になります。問診は、医学的な知識のない一般人に対して行われるのが普通ですから、問診により医師がどのような情報を聞き出そうとしているのかを患者が理解していなければ医師が得ようとした情報を得ることができません。したがって、医師が患者に対して尋ねようとしている事項の内容やその重要性について、具体的かつ分かりやすく説明しなければ十分な問診を行ったとは認められません。

実際には、個々の患者の理解力、年齢（高齢者、幼児など）、表現能力、性格等に依りて十分な説明をしているか、発問の仕方を工夫しているか等の事情から適切な問診を行ったといえるかどうか判断されます。

他方、患者側にも、問診に対し患者自身の内部的な事情を正直に申告する協力義務があります。説明が不正確でありそのために診断を誤らせたという事情が患者側に認められるような場合には、過失相殺を考慮することにもなります。

問診義務違反に関して参考になる裁判例を紹介します。

**頭痛、嘔吐を訴えて診療所を訪れた患者が、アルコール多飲や過度の運動に由来する一時的症状と診断されて帰宅したが、数日後に意識障害を来し、救急搬送された病院においてくも膜下出血により死亡した場合、診療所の医師にくも膜下出血の発症を看過した過失があったとして、その不法行為責任が認められた事例**

**【大阪地判平15・10・29】**

この判決は、初診時に患者がくも膜下出血を発症していたものと認められるとしたうえ、患者に対して十分な問診をせず、くも膜下出血に特徴的な所見である突発性で持続性の頭痛や嘔吐を発症していたことを看過してくも膜下出血でないと診断した問診義務違反があり、この問診義務違反の結果、CT撮影をすることもなくくも

膜下出血でないと診断し、CT 撮影可能な病院へ転医させなかった転医義務違反があると判断して、担当医師に不法行為に基づく損害賠償責任を認めたものです。